

狭あい道路対策及び接道規制に係る 動向について

国土交通省 住宅局 市街地建築課

住生活基本計画の概要（令和3年3月19日閣議決定）

住生活基本法
平成18年6月施行

現行の住生活基本計画(全国計画)
【計画期間】 平成28年度～37年度

おおむね
5年毎に
見直し

新たな住生活基本計画(全国計画)
【計画期間】 令和3年度～令和12年度

○ 3つの視点から8つの目標を設定し、施策を総合的に推進

① 「社会環境の変化」の視点

- 目標1 新たな日常、DXの推進等
- 目標2 安全な住宅・住宅地の形成等

② 「居住者・コミュニティ」の視点

- 目標3 子どもを産み育てやすい住まい
- 目標4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
- 目標5 セーフティネット機能の整備

③ 「住宅ストック・産業」の視点

- 目標6 住宅循環システムの構築等
- 目標7 空き家の管理・除却・利活用
- 目標8 住生活産業の発展

目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

(1) 安全な住宅・住宅地の形成

(基本的な施策)

- 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。都市化に伴い無秩序に形成された住宅市街地における狭あい道路等の現状分析を行い、防災・まちづくり部局等と連携し重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を推進

狭あい道路対策の主な取組経緯

年度	出来事	住宅政策	着工戸数
S25 (1950)	建築基準法公布・施行 接道義務＋道路内建築制限の導入		約27万戸
S41 (1966)		第1期住宅建設五箇年計画 住宅難の解消	約88万戸
S45 (1970)	道路位置指定基準の制定		約149万戸
S51 (1976)		第3期住宅建設五箇年計画 量の確保から質の向上へ	約153万戸
H7 (1995)	阪神・淡路大震災	第7期住宅建設五箇年計画(H8～) 老朽住宅密集市街地対策の強化	約148万戸
H18 (2006)		住生活基本計画(H18.9.19閣議決定) 市場重視・ストック活用を中心に	約128万戸
H19 (2007)	指定道路図・指定道路調書の規定を整備 (H22.4.1施行)		約103万戸
H21 (2009)	狭あい道路整備等促進事業の創設		約77万戸
R 2 (2020)	「狭あい道路解消のための取組に係る調査 及び事例集」の作成・公表	住生活基本計画(R3.3.19閣議決定) 狭あい道路対策を位置づけ	約81万戸
R 5 (2023)	「狭あい道路対策に関するガイドライン」 の作成・公表		約80万戸
R 6 (2024)	「狭あい道路情報整備モデル事業」の創設 (令和6年度当初予算)		2

<対策の必要性・ガイドラインの目的>

- 令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画においては、新たに狭あい道路対策に係る目標が位置付けられるなど、**狭あい道路の拡幅整備の推進は、安全で良好な環境を形成する上で引き続き重要な課題**。
- 本ガイドラインは、**狭あい道路の解消に向けた制度構築や、事業実施の望ましいあり方、先進的な事例**を示すことにより、地方公共団体の取組が広がるとともに、取組の更なる推進を図ることを目的としている。

第1章 狭あい道路の取組の現状

- 1-1 狭あい道路の現状
- 1-2 狭あい道路に関する建築基準法の規定
- 1-3 狭あい道路整備に適用可能な国の支援制度
- 1-4 狭あい道路対策の課題

第2章 課題に応じた取組の進め方

- 2-1 道路情報の整備・公開
- 2-2 セットバック・拡幅整備
- 2-3 後退用地の管理
- 2-4 体制の整備

第3章 狭あい道路整備の実務

- 3-1 実態の把握
- 3-2 適切な目標設定(重点的に取組むべき地域及び路線の選定)
- 3-3 計画的な拡幅整備
- 3-4 事前協議
- 3-5 周知・広報の活動
- 3-6 事業制度の構築

第4章 資料編

- (1) 地方公共団体の取組事例
- (2) 関連する国の制度

第1章 狭あい道路の取組の現状

1-1 狭あい道路の現状

- 道路幅員が狭いことにより支障をきたした事例（地方公共団体アンケート調査より）

火災時に、消防車が現場に辿り着けなかった。

家の近くまで救急車が入れず、要救護者の搬送に支障があった。

除雪作業が困難で、さらに幅員が狭くなり、安全確保が難しい。

道路に側溝がないことにより、雨天時の排水能力が不足する。

ごみ収集車、宅配車両、福祉車両が入って行けず、各種作業の負担が大きい。

無接道敷地において、再建築ができないため、売却もできず、土地や建物が有効活用できない。

1-2 狭あい道路に関する建築基準法の規定

- 建築物の敷地に一定の道路への接道を義務づけ
- 法施行時に存在していた狭隘な道も道路として救済
- 2項道路の中心線から両側2mの部分を道路とみなし、道路内の建築を制限 → 建築時の後退を義務付け

⇒ **狭あい道路対策の主な対象は2項道路**

1-3 狭あい道路整備に適用可能な国の支援制度

狭あい道路整備等促進事業

- 狭あい道路の情報整備や拡幅整備に係る普及啓発を行うソフト対策と、狭あい道路の拡幅整備を行うハード対策の取組を支援

狭あい道路情報整備モデル事業

- 重点的に整備を行う区域や路線を設定して、関係者の合意形成・事業化を行うモデル的な取組を支援

住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)

- 住宅が密集する市街地において、道路等の公共施設整備や共同・協調建替などを面的に行う取組を支援

1-4 狭あい道路対策の課題と対応

狭あい道路対策に関するガイドライン(第2章)

第2章 課題に応じた対策の進め方

狭あい道路対策の課題 (1-4で記載)

2-1 道路情報の整備・公開

- ・ 路線単位で後退しないと通行が確保されない
- ・ 後退位置が明確でないことによるトラブルの発生



- ・ 指定道路図と指定道路調書を作成・インターネット公開
- ・ 確認申請前に、前面道路について事前協議を行い、一連の情報として蓄積し、活用することが有効

2-2 セットバック・拡幅整備

- ・ 路線単位で後退しないと通行が確保されない
- ・ 安全な市街地の形成には路線単位の拡幅が必要



- ・ 市街地の類型に応じて、面的に市街地を整備する事業や個別又は路線で拡幅する事業を適用

2-3 後退用地の管理

- ・ 民間所有の後退用地に、自動販売機や花壇等が置かれると避難・通行の支障となる



- ・ 公共管理と民間管理の場合のメリ・デメを整理
- ・ 後退用地を民間が所有し続ける場合の対応策
 - ①公共による使用承諾の契約
 - ②適切な維持管理の規定を条例化
 - ③道路境界を杭等により明確化

2-4 体制の整備

- ① (庁内部局等) 狭あい道路の拡幅整備に適用する事業手法に応じた担当部局との連携

道路部局、公共用地担当部局、都市整備部局、上下水道部局、税務部局、消防局、環境(廃棄物)部局、警察、法務局

- ② (地域住民等) 路線型又は面的整備の場合、機運の醸成や所有者調整の円滑化のため、地域の住民組織等との連携
自治会(自治会長)、まちづくり協議会・その他の地区の生活課題に係る協議会、消防団・その他の地域防災組織

- ③ (外部専門家) 専門的な技能や法令で規定される士業の専権業務など、外部の専門家・専門事業者との連携
土地家屋調査士、測量士、司法書士、不動産鑑定士、建築士、コンサルタント(補償・まちづくり)、ガス・電気

第3章 狭あい道路整備の実務

3-1 実態の把握

- 前面道路に係る協議や情報の更新を効率化するため、実態調査で収集した情報をGIS上で紐付けで管理。

3-2 適切な目標設定

- 市街地の安全性の確保、支障の改善の観点から、優先して整備を進めるべき重点地域や重点路線を選定。
- 選定基準・評価指標を例示。

重点地域

☆ 火災延焼の危険性の高い木造建築物の分布等の市街地状況を示すもの

☆ 道路網としての機能の欠如や生活環境への影響度合い等の道路状況を示すもの

重点路線

☆ 有事の際の緊急車両や避難のためのアクセス性確保の必要性等、防災に係る機能の欠如を示すもの

☆ 公共施設や主要道路へのアクセス、日常利用の利便向上のための必要性を示すもの

3-3 計画的な拡幅整備

- 選定した重点地域や重点路線を対象に、セットバックや拡幅整備を誘導・実現するための具体的な計画を策定。
- 計画に基づく規制の緩和措置や協定等のルール化が有効。
 - 3項道路指定による後退距離の緩和
 - 重点路線沿道の権利者による通路協定の締結

3-4 事前協議

- 2項道路等における適切な道路後退を確保するため、建築確認申請前の事前協議・道路中心位置の立ち合いによる確認を行うことが有効。
- 特に、指定道路図・指定道路調書を作成・公開していない特定行政庁においては、建築主等の手戻りを避けるためにも、事前協議を行うことが重要。

3-5 広報の活動

- 建築主が行政手続きを円滑に行えるよう、庁内の関係部局等と連携のうえ、パンフレット等に関係部局の役割分担や相談窓口について記載。
- 事業概要等を記したパンフレット、PR・解説動画の作成、ホームページでの情報発信、地域に向けた説明会やまちづくり勉強会を実施。

3-6 事業制度の規定

- 後退用地の買収・寄附・無償使用承諾による確保、整備後の道路空間の維持について、義務付けを含め実効性を担保するためには条例化が有効。
- 民有地の後退用地について、固定資産税等を非課税とする場合には、利用状況の申告義務を条例に規定。
- 建築主等が自主的に整備する場合に補助金を交付するには、補助制度要綱等の規定の整備が必要。

狭あい道路整備等促進事業

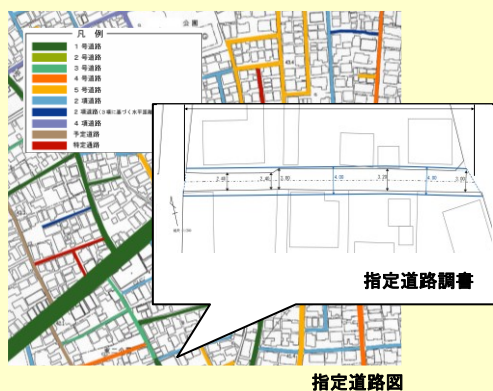
安全な住宅市街地の形成を図るため、地方公共団体が実施する狭あい道路に係る情報整備や、狭あい道路のセットバック、敷地の共同化等による無接道敷地の解消に要する費用に対して支援を行う。

※狭あい道路：主に、幅員が4m未満である狭い私道等

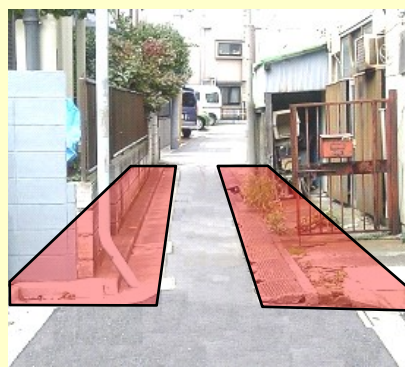
事業の概要

令和7年度当初予算：社会資本整備総合交付金等の内数

- ①建替え・セットバックを円滑化するため、地方公共団体が行う狭あい道路の情報整備を支援



- ②避難路等の安全性を確保する必要性の高い箇所では、狭あい道路のセットバックに要する費用（測量、分筆・登記、用地取得、道路舗装等）や、敷地の共同化等による無接道敷地の解消に要する費用に対して支援



狭あい道路のセットバック



敷地の共同化による無接道敷地の解消イメージ(黄色部分)

○交付率 地方公共団体が実施する場合：国 1 / 2、地方公共団体 1 / 2
民間事業者等が実施する場合：国 1 / 3、地方公共団体 1 / 3、民間 1 / 3

○期限 ①情報整備について、令和11年3月31日まで
②拡幅整備について、令和11年3月31日まで

重点路線を指定し、整備方針を策定するために要する調査や普及啓発等に対し支援を行う。
【ハード整備につながる各種ソフト費用を支援し、その成果を横展開することで狭あい道路解消の加速化を図る】

重点路線のイメージ

地域の実情に応じて、緊急時の避難・救助や日常の通行の安全性の確保に資する以下のような路線を指定することを想定

- 拡幅することで緊急車両の通行や停車可能スペースへの通り抜けが可能となる(救急車までの担架での行き来や消防車からのホース運搬が容易になる)路線
- ゴミ収集車や福祉車両が通常走行する路線



消防車



ゴミ収集車



介護車両

通り抜けが困難な様子(狭あい道路イメージ画像 杉並区HPより)

事業フロー例

- 1 密集市街地に限らず、防災性向上の観点から対象地域を設定(設定例)。
 - ・ 防災まちづくりに関する計画等に沿って重点的に整備を行う地区
 - ・ 接道不良な木造住宅が比較的多いなど、災害時の円滑な避難等に支障のある道路(重点路線)
- 2 実態把握やGIS等を用いた情報分析の結果を踏まえて地方公共団体が方針を策定
- 3 方針の実践に向け、専門家等の派遣により、地権者等の地域住民に働きかけ

狭あい道路整備等促進事業の活用等により拡幅

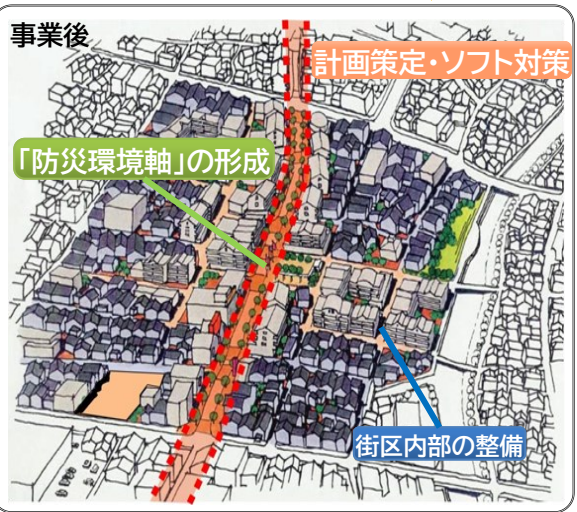
補助対象 ①② 方針策定に係る実態把握調査や情報分析・検討等に要する費用
③ 地域コミュニティとの交渉・調整に係る専門家やコンサル派遣費用

補助内容 地方公共団体が行う取組を定額で支援

補助要件 ○ 指定道路図及び指定道路調書をすでに作成・公表していること。
○ 地域の実情に応じて重点路線(重点的に拡幅等整備を行う路線)を指定し、整備方針を策定したうえで、これらを公表すること。

事業期限 令和8年3月31日(2年間)

密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備に対して総合的に支援を行う。



- 【整備地区の要件】**
- 重点整備地区を一つ以上含む地区
 - 整備地区の面積が概ね5ha(2ha)※以上
 - 原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区
- 【重点整備地区の要件】**
- 重点整備地区の面積が概ね1ha(0.5ha)※以上
 - 地区内の換算老朽住宅戸数が50戸(25戸)※以上
 - 住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上

ソフト対策
計画策定・

調査・計画策定
事業化コーディネート・協議会活動・地域防災力の向上に資するソフト対策支援等
(交付率：1/2、1/3等)

街区内部の整備

街区レベルの延焼防止／一次避難路の確保

**共同・協調化建替
個別建替**（防災建替え・認定建替え）
除却等、共同施設整備、空地整備等(交付率:1/3)

**老朽建築物、
空き家等の除却**
買収費、除却工事費、
通損補償等(交付率：
1/2、1/3、2/5)

**地区内の公共施設
(道路、公園、広場、コミュ
ニティ施設等)の整備**
(交付率：地方公共団体
1/2、民間事業者等1/3等)

耐震改修・防火改修等
改修、建替え、除却(交付率:11.5%等)

「防災環境軸」の形成

市街地大火の延焼防止／広域避難の確保

沿道建築物の不燃化
延焼遮断帯形成事業
一定の要件を満たす沿道建築物の外壁・開口部・屋根等の整備等（交付率：1/3）

従前居住者用受け皿住宅の整備
調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率:1/3、1/2、2/3）

防災街区整備事業
調査設計計画（権利変換計画作成を含む）土地整備、共同施設整備（交付率：1/3）

事業前

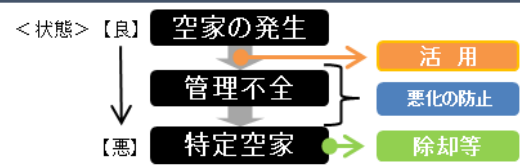
事業後

事業に関連する公共施設(道路・都市公園・河川等)の整備(交付率：通常事業に準ずる)

公布日：令和5年6月14日、施行日：令和5年12月13日

背景・必要性

- 使用目的のない空家は、この20年で1.9倍、今後も増加。
(1998年)182万戸→(2018年)349万戸→(2030年見込み)470万戸
- 除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要。



改正法の概要

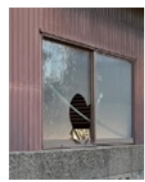
- 所有者の責務強化
・(現行の「適切な管理の努力義務」に加え、)国、自治体の施策に協力する努力義務

1. 活用拡大

- ①空家等活用促進区域 (例) 中心市街地、地域の再生拠点、観光振興を図る区域等
 - ・市区町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替え等を促進
⇒安全確保等を前提に接道に係る前面道路の幅員規制を合理化
⇒指針に合った用途に用途変更等する場合の用途規制等を合理化
 - ・市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用を要請
- ②財産管理人による所有者不在の空家の処分(詳細は3. ③)
- ③支援法人制度
 - ・市区町村長がNPO法人、社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定
 - ・所有者等への普及啓発、市区町村*から情報提供を受け所有者との相談対応
※事前に所有者同意
 - ・市区町村長に財産管理制度の利用を提案

2. 管理の確保

- ①特定空家*化を未然に防止する管理 ※周囲に著しい悪影響を及ぼす空家
 - ・放置すれば特定空家になるおそれのある空家(管理不全空家)に対し、管理指針に即した措置を、市区町村長から指導・勧告
 - ・勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)を解除
- ②所有者把握の円滑化
 - ・市区町村から電力会社等に情報提供を要請



窓が割れた管理不全空家

3. 特定空家の除却等

- ①状態の把握
 - ・市区町村長に報告徴収権(勧告等を円滑化)
- ②代執行の円滑化
 - ・命令等の事前手続を経るとまがない緊急時の代執行制度を創設
 - ・所有者不明時の代執行、緊急代執行の費用は、確定判決なしで徴収
- ③財産管理人*による空家の管理・処分(管理不全空家、特定空家等)
 - ・市区町村長に選任請求を認め、相続放棄された空家等に対応
※所有者に代わり財産を管理・処分。(注)民法上は利害関係人のみ請求可



緊急代執行を要する崩落しかけた屋根

空家等活用促進区域における接道規制の合理化

改正前

- 接道義務を満たさない幅員4m未満の道に接している空き家の建替え等のためには、個別許可が必要となり手続きのハードルが高い

改正後

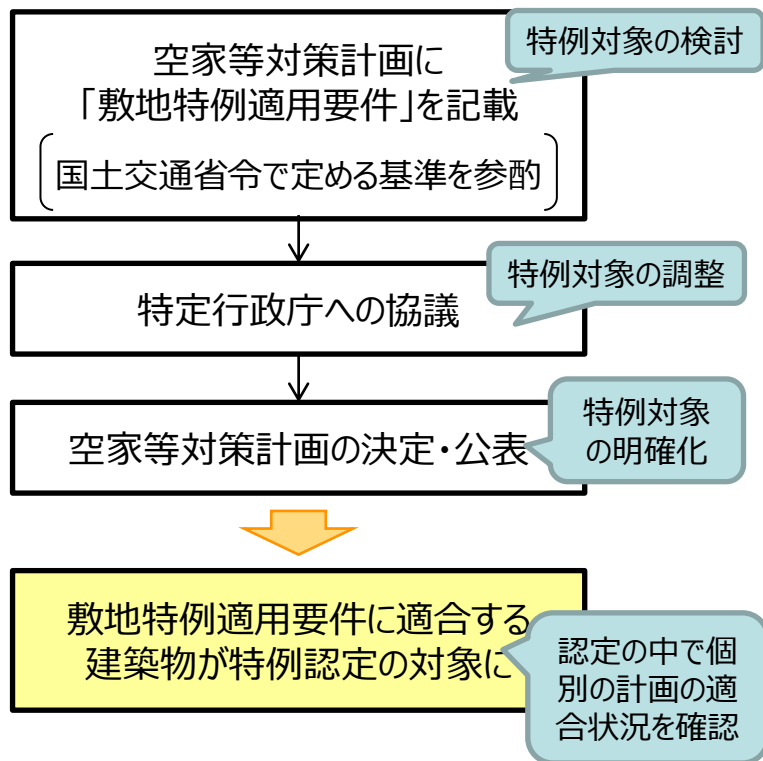
空家等活用促進区域の設定に係るガイドライン(令和5年12月公表)

- 市区町村が定めた空家等活用促進区域において建築基準法の接道規制を合理化

創設

市区町村が定める空家等活用促進区域において、あらかじめ**適用除外の要件を明示**するとともに、**建築審査会の同意を不要**とすることで、建築基準法の接道義務の適用除外を円滑化

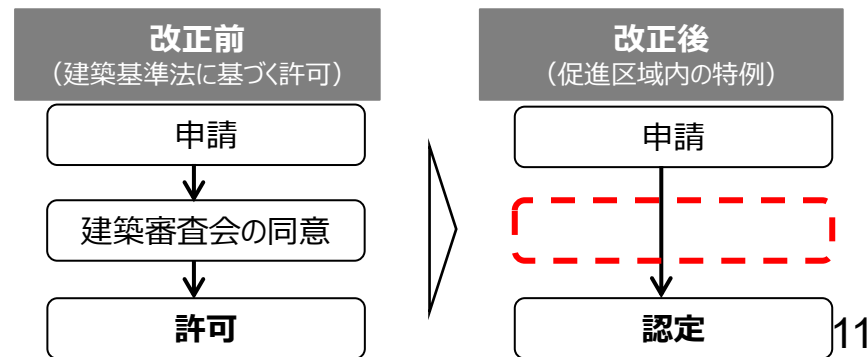
<特例の流れ>



<促進区域において認められる例>



<特例による効果>



参酌基準

公布日：令和5年12月12日
施行日：令和5年12月13日

○参酌基準は、建築基準法第43条2項2号の特例許可の基準（包括同意基準を基本）のうち、多くの特定行政庁で採用されている標準的な基準を定めることとし、約 5 割の基準を包含するように設定。

○特定行政庁における接道規制の特例許可の運用実態を踏まえ、区域の類型に応じた以下の 2 種類の基準を設定。

区域の類型	参酌基準			
	構造	規模	用途	道の拡幅の同意等
防火地域又は準防火地域等 (主に都市部で建築物が建て詰まっているような区域) 	- 耐火建築物等 又は準耐火建築物等 【第4条】 - 耐震診断基準に適合していること 【第3条】	地階を除く階数が2以下 【第7条】	一戸建ての住宅 【第6条】	- 当該道について、将来拡幅すること及び将来にわたって通行することについての同意等が近隣でなされていること 【第2条】 - 当該建築物について、拡幅後の道の境界線までセットバックすること 【第2条】
上記の区域以外 (主に地方部で建築物の敷地に余裕があるような区域) 	耐震診断基準に適合していること 【第3条】		- 一戸建ての住宅 - 兼用住宅 【第6条】	拡幅後の道を建築基準法上の道路とみなして、同法第3章（道路内建築制限、前面道路容積率制限、道路斜線制限）の規定に適合させること 【第5条】

公布日：令和5年12月12日
施行日：令和5年12月13日

改正前

- H30年改正により、幅員4m以上の道に2m以上接する建築物のうち、以下の①かつ②の認定基準に適合するもので、特定行政庁が交安防衛支障がないと認めるものは、接道規制を適用しないこととされた。（建築審査会の同意不要）
- 特定行政庁の特例許可の基準（包括同意基準を基本）について整理した結果、②の基準（建築物の用途・規模）について、現行の認定基準より柔軟に運用されていることが確認された。

	委任事項（法43条第2項第1号）	認定基準（規則第10条の3）
①	避難及び通行の安全上必要な省令で定める基準	農道等の公共の用に供する道や位置指定道路の基準に適合する道であること（第1項、第2項）
②	利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し省令で定める基準	延べ面積200㎡以内の一戸建ての住宅であること（第3項）

※②の場合、申請の際に、道を将来にわたり通行すること等について、土地の所有者等の承諾書を添えるものとする（規則第10条の4の2第2項）

改正概要

- 改正空家法による空家等活用促進区域内の接道規制の合理化と合わせて、接道規制の運用をより円滑化させるため、特定行政庁における接道規制の特例許可の運用実態を踏まえ、②の基準について、その対象範囲を以下のとおり拡大する。

改正前
規模：延べ面積200㎡以内
用途：一戸建ての住宅



改正後

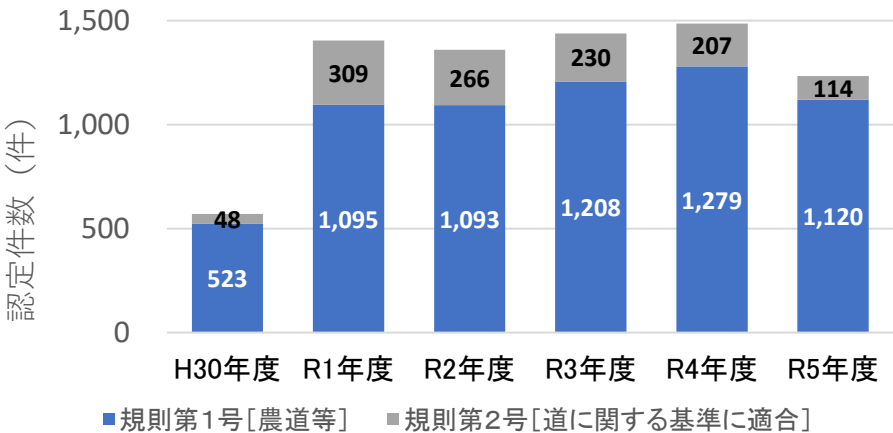
- 「農道等の公共の用に供する道」の場合 [※ 1]
→ 規模：延べ面積500㎡以内
用途：別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途[※ 2]以外
- 「位置指定道路の基準に適合する道」の場合 [※ 1]
→ 規模：延べ面積500㎡以内
用途：一戸建ての住宅／長屋／兼用住宅

※ 1 法第43条第3項により、条例により敷地等と道路との関係に関して制限を付加されているものは認定の対象から除外
※ 2 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの

接道認定・許可及び3項道路指定の実績

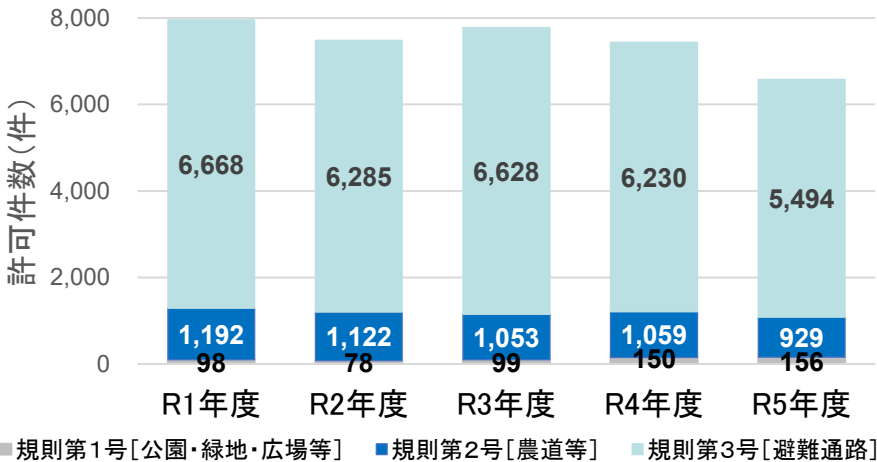
敷地と道路との関係の認定件数(全国)
(建築基準法第43条第2項第1号、規則第10条の3)

【平成30年度創設以降】



敷地と道路との関係の許可件数(全国)
(建築基準法第43条第2項第2号、規則第10条の3)

【直近5年間】



3項道路の指定件数(令和5年度末時点)
(建築基準法第42条第3項)

【都道府県ごと・政令市】

都道府県	総指定件数(件)	都道府県	総指定件数(件)	政令市	総指定件数(件)
北海道	7	滋賀県	1	札幌市	3
青森県	1	京都府	0	仙台市	431
岩手県	0	大阪府	0	さいたま市	0
宮城県	0	兵庫県	8	千葉市	1
秋田県	0	奈良県	26	横浜市	0
山形県	0	和歌山県	1	川崎市	0
福島県	0	鳥取県	0	相模原市	0
茨城県	3	島根県	33	新潟市	1
栃木県	14	岡山県	0	静岡市	1
群馬県	1	広島県	298	浜松市	0
埼玉県	0	山口県	20	名古屋市	0
千葉県	0	徳島県	30	京都市	11
東京都	267	香川県	20	大阪市	0
神奈川県	1	愛媛県	44	堺市	0
新潟県	115	高知県	271	神戸市	99
富山県	0	福岡県	3	岡山市	0
石川県	44	佐賀県	5	広島市	0
福井県	0	長崎県	3,415	北九州市	1
山梨県	0	熊本県	4	福岡市	6
長野県	31	大分県	13	熊本市	0
岐阜県	0	宮崎県	0		
静岡県	2	鹿児島県	26		
愛知県	1	沖縄県	0		
三重県	0			全国計	5,259

【総プロ】新技術等を用いた既成市街地の効果的な地震防災・減災技術の開発

研究期間：令和5～8年度

要旨

地震時等に著しく危険な密集市街地の解消を図り、既成市街地の安全性を確保するため、新技術等※の活用により、地域防災力の向上や総合的な市街地の防災性能評価等に係る技術開発を行う。

※ 新技術等：新技術、既存技術とその拡張、これらの効果的な組み合わせ等



AIカメラによる出火等の検知



「地域防災力」の向上



地震時等に著しく危険な密集市街地

背景・現状の問題点

【背景】 近年、首都直下地震など大規模地震の発生確率が高まっている。このような中、危険密集市街地の解消、地域防災力の向上に資するソフト対策の強化等が住生活基本計画(令和3年3月)に位置づけ。

【問題点】 現行の密集市街地の防災性能評価は、道路・空地整備、建替等ハード対策の効果のみ反映。新技術を用いた地域の防災ツール等が出現しつつある中、地域住民の初期消火等ソフト対策の効果は見込めておらず、適切に「地域防災力」を評価できていないため、ソフト対策に取り組むインセンティブが働かず、結果として既成市街地の安全性向上がなされていない。

技術的課題と研究内容

1. 新たなソフト対策による地域防災力の向上技術の開発

- 新たなソフト対策(連動型火災警報器、出火・倒壊を検知する高所AIカメラ、ICT活用防災活動支援ツール等)の有効性を検証し、その効果を評価する手法を開発



建物間で連動して火災を早期に覚知

2. 地域防災力を考慮した防災性能評価手法の開発

- ソフト対策の効果を定量化し、現行の防災性能評価手法に追加することにより、ハード・ソフト双方の対策効果を反映できる総合的な防災性能評価手法を開発



初期消火可能範囲を見える化し「地域防災力」を適切に評価

成果(アウトプット)

- 新技術を用いた防災設備・システムの効果検証・評価ガイドライン
- 密集市街地の新たな防災性能評価手法に係るガイドラインと技術的助言素案

社会に与える効果(アウトカム)

- 危険密集市街地の解消による大規模災害時の死者数の低減